

<p>商品名等 (電気用品名等)</p>	<p>住宅埋め込みモニター</p>
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 HDMI端子からの入力によりテレビ放送を受信できるモニター。電源部とモニター部とは分離されており、汎用の接続器によって接続される。設置業者によって、一般家庭に埋め込まれる形態で設置される。 電源部は、以下の2種類の構造がある。</p> <p>パターン1 常時出力されるスタンバイ電源(DC5V)と、モニター部によって制御されるメイン電源(DC24V)の組合せ パターン2 常時出力されるスタンバイ電源(DC5V)とメイン電源(DC24V)の組合せ</p> <p>なお、スタンバイ電源とメイン電源は各々個別のトランスによって絶縁、変圧されるが、共通のEMI(※)回路(AC100V回路)から分岐しているため、構造上独立しているとはみなせない。※ Electro Magnetic Interference</p> <p>○構造、仕様、意匠 ・外形寸法(電源部)：幅200mm×高さ120mm×奥行240mm ・電気定格(電源部)：AC100V、50/60Hz、3-3.5A</p> <p>○主な使用者、販売先 設置業者に販売され、一般消費者が使用する。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>パターン1 電源部とモニター部との組合せで、特定電気用品以外の電気用品のうち、電子応用機械器具の「テレビジョン受信機」として取り扱う。 パターン2 電源部は、特定電気用品のうち、交流用電気機械器具の「直流電源装置」として、モニター部は、電気用品安全法上は非対象として、それぞれ取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>パターン1 電源部は、常時出力されるスタンバイ電源を有するが、電源部としての主機能と考えられるメイン電源がモニター部に制御されているため、電源部とモニター部は一体不可分の関係にあると考えられる。また、モニター部にチューナーは搭載されていないが、HDMI端子により一般テレビジョン放送を受信することができるため、全体で「テレビジョン受信機」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。 パターン2 電源部からは、モニター部の制御によらずスタンバイ電源、メイン電源のいずれもが常時出力されているため、電源部だけで独立した電気機器とみなすことが妥当と考えられ、その機能から、「直流電源装置」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。モニター部も独立した電気機器とみなされるが、電源部からの直流電源の供給を受けるものであるため、電気用品安全法の対象とはならない。</p>	